

令和 8 年 2 月 1 7 日 招 集

令 和 8 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 5

議案番号	件名	備考
92	薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例	

議案第 92 号

薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 23 日提出

提出者 薩摩川内市議会
議会運営委員会
委員長 成 川 幸太郎

提 案 理 由

令和 8 年度の組織機構見直しに伴い、常任委員会の所管事項の変更その他所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例

薩摩川内市議会委員会条例（平成16年薩摩川内市条例第306号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「保健福祉部」を「福祉こども部」に改め、同号イの次に次の1号を加える。

ウ 健康保険部の所管に属する事項

第24条第2項中「前項の規定による」を「同項の規定による」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の薩摩川内市議会委員会条例第2条に規定する常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されている者は、この条例による改正後の薩摩川内市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する常任委員会の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会で審査又は調査中の事件は、新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。